

ささら自治会会則・規則集

2014 年（平成 26 年）06 月初版発行

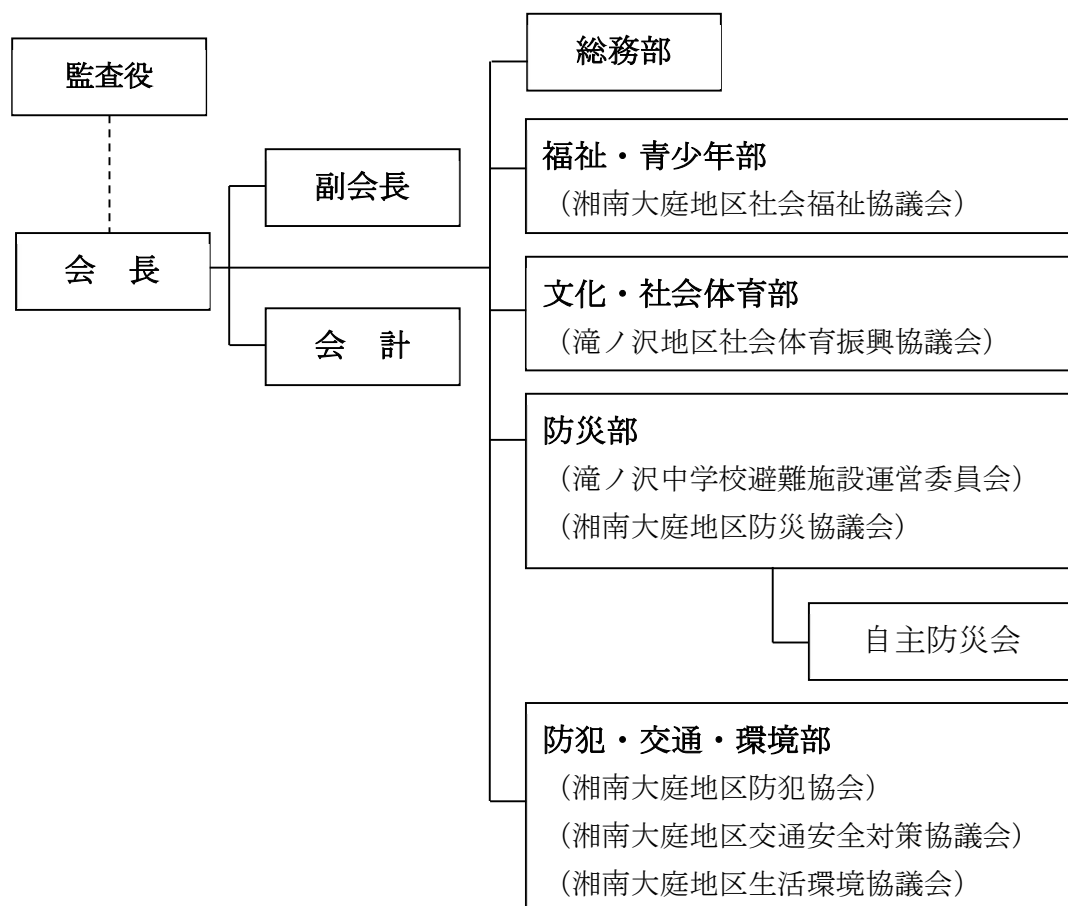
2020 年（令和 02 年）10 月改訂版発行

2021 年（令和 03 年）04 月改訂版発行



ささら自治会

ささら自治会組織図 (2014 年 4 月 6 日)



ささら自治会会則

(名称及び事務所)

第1条 ささら自治会（以下「この会」という。）は事務所をささら自治会館（遠藤 866-4）におく。

(区 域)

第2条 この会は藤沢市遠藤 700～704、726～733、816、839～842、852～867、869-11 の区域内に居住する者、及びこの区域内で事業を営む者で組織する。

(目 的)

第3条 この会は次の事項を目的とする。

- (1) 会員相互の親睦を図ること
- (2) 明るい居住環境・共同福祉の増進を図ること
- (3) 文化・体育・健やかな生活の増進を図ること
- (4) その他、上記の目的にそった活動を行うこと

(会 員)

第4条 この会の会員は、第2条に定める区域内に住所を有する世帯、及び事業を営む者をいう。

(会 費)

第5条 この会の会員は「ささら自治会運営規則」第2条に定める会費を納入しなければならない。

(加 入)

第6条 この会に加入しようとする者は、加入申込書を会長に提出しなければならない。

(退 会)

第7条 会員の退会は次の場合とする。

- (1) この会の区域内に居住しなくなったとき
- (2) 本人から退会届けが会長に提出されたとき

(事 業)

第8条 この会の目的を達成するために次の部署をおき、各種の活動を行う。

- (1) 総務部
 - ① 市の広報配布、自治会内広報活動に関すること。地縁団体に関すること。
 - ② 会員名簿、自治会会則、総会・役員会の議事録作成、文書管理
(各部業務マニュアル他) 及び慶弔等に関すること。
 - ③ 自治会館の円滑な運営、管理、保守・点検の実施、会館の保険等に関すること。
- (2) 福祉・青少年部
 - ① 自治会主催の行事を担当する。
 - ② 児童・青少年・障害者・高齢者を対象に、福祉の増進に関すること。
 - ③ 各団体組織の窓口となり、支援に関すること。
- (3) 文化・社会体育部
 - ① 他団体主催の行事を担当する。
 - ② レクリエーション大会等の社会体育に関すること。
 - ③ 文化活動に関すること。(講演会・音楽等を通じて自治会内の文化活動の促進)

(4) 防災部

- ① 地震・その他災害（火災を含む）の予防・対策に関すること。
- ② 湘南大庭地区の防災組織との連携を図ること。
- ③ 自主防災会の協力により、平時・有事の対応を図ること。
- ④ 災害時要援護者に対する支援を図ること。

(5) 防犯・交通・環境部

- ① 防犯パトロールの編成に関する事。自治会内街灯設備の状況及び放置自転車等の確認。
- ② 防犯、及び交通安全指導等の交通安全に関すること。
- ③ 居住地内の生活環境の維持・向上及び衛生・美化に関すること。

(総 会)

第9条 総会は最高の議決機関とし、定期総会と臨時総会とする。

(1) 定期総会は年1回とし、事業年度終了後原則として15日以内に会長が招集する。

(2) 臨時総会は、次の場合に会長が招集する。

- ① 会員の4分の1以上の署名による請求があったとき
- ② 第11条第6号④の規定により、監査役から開催の請求があったとき
- ③ 会長が必要と認めたとき

(3) 総会で決議する事項は次のとおりとする。

- ① 予算・決算
- ② 事業計画・事業報告
- ③ 三役及び監査役の選任
- ④ 会則の制定・改正
- ⑤ その他この会の運営に関する重要な事項

(4) 総会を招集するときは、その目的・内容ならびに日時・場所について開催日の3週間前までに文書をもって、会員に通知しなければならない。

(5) 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(6) 総会は会員が属する世帯の数の過半数の出席（委任状を含む）によって成立する。

(7) 議事は出席者の過半数の同意により決定する。

可否同数の場合は、議長の決定による。

(8) 会員は、総会において各世帯1票の表決権を有する。

事業を営む者は表決権を有しない。

(9) 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 会員の現在数及び出席数（委任状含む）
- ③ 開催目的、審議事項及び決議事項
- ④ 議事審議の経過の概要及びその結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

(10) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名捺印する。

(役 員)

第 10 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 会計 2 名

※上記(1)～(3)を三役と称する。三役は班長を兼ねることはできない。

- (4) 部長各部 1 名
- (5) 班長各班 1 名 (部長以外の班長は部員として各部に属する)
- (6) 監査役 2 名、監査役は役員会の構成メンバーにならない、ただし、役員会を傍聴する事ができる。この場合、事前に会長に申し出ること。会長はこれを拒否できない。

(役員職務)

第 11 条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長 会を代表し会を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるとき副会長がその職務を代行する。
- (3) 会計 会計収支を管理する。
- (4) 部長 各部の事業計画立案と執行、この会の円滑な運営上必要な事項をする。
- (5) 班長 会員と役員のパイプ役を果たし、この会の円滑な運営上必要な事項を処理する。
- (6) 監査役
 - ① この会の財産の状況を監査する
 - ② 役員の職務執行状況を監査する
 - ③ 会計及び財産の状況・役員の職務執行状況を総会に報告する
 - ④ 上記③の報告をするため、総会の招集を請求することができる

(役員会)

第 12 条 役員会は三役・各部長・各班長・各部員にて構成し、会長が必要と認めた時に招集する。

- (1) 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
- (2) 役員会は次の事項を審議・決定する。
 - ① 総会に附議すべき事項
 - ② 総会にて決議した事項の執行に関する事項
 - ③ その他、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項。
- (3) 役員会は、構成員 3 分の 2 以上の出席で成立する。
- (4) 役員会の決議は、出席者の過半数の同意で決定する。
- (5) 役員会の審議内容・決議事項は、議事録を作成し保存しなければならない。

(役員の選任)

第 13 条 当該世帯の役員業務遂行者が 75 歳以上（当該年度の 4 月 1 日現在）の場合、及び止むを得ない事情の場合は会長に免除を申請することができる。

「止むを得ない事情」とは、①要介護 2 以上、②障害者等級をお持ちのご家庭で、本人もしくは家族が対象となる等の場合である。

ただし、役員を希望する場合はこの限りでない。

- (1) 三役及び監査役は、別に定める役員選挙規則によって選ぶ。
- (2) 監査役はその他役員を兼ねることはできない。
- (3) 班長は原則として、ささら自治会会員経験1年以上の会員を各班内の話合いで1名選ぶ。
- (4) 各部長は、班長の互選により選任する。
会長は当該年度の役員として、持ち回り班長以外の会員を3名まで選任することができる。
ただし、選任できる役員は「副会長」「部長」及び「部員」のみとする。
又、これにより選任された部長・部員となる役員は班長を担当しない。

(役員任期)

第14条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- (1) 分班・新班により、新たに班長に選任された場合はその年度内とする。
- (2) 役員に欠員が生じ、補充により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は辞任または任期満了においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(各種団体への活動支援)

第15条 この会は会員による自主的な団体に対し、その活動の為に支援を行う。

各種団体は独立した組織とし、運営はそれぞれが定める。

(居住環境の向上と義務)

第16条 すべての会員は区域内における居住環境の維持・向上の義務を有し、特に事業を営む者は、最大の注意を払わなければならない。

役員会は本義務を履行しない会員に対し改善勧告を行い、当該会員は改善報告書を役員会に提出し、改善内容について実行しなければならない。

(会員の遵守義務)

第17条 すべての会員は第3条の目的を達成するために、次の諸事項を守らなければならない。

守らない場合は、役員会の協議の上、権利の停止を行う場合がある。

- (1) 会員は、この会に不利益をもたらしてはならない。
- (2) 会員は、この会の総会の決定に従わなければならない。決定に従わない場合はその理由を役員会に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 この会が保有する個人情報（会長が保有する災害時要援護者及び世帯台帳を含む）の保護に関する規則を別に定める。

- (1) この会の住民は個人情報の保護に関して、住民の権利利益を保護し、別に定める。

「ささら自治会（自主防災会）個人情報の保護に関する規則」を遵守しなければならない。

(資産の構成)

第19条 この会の資産は次の各号に掲げるものを以て構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産管理)

第20条 この会の資産は、会長が管理しその利用方法は役員会の決議によりこれを定める。

(資産の処分)

第21条 この会の資産で第19条(1)に掲げるものを処分または担保に供する場合には、総会において会員の過半数の決議を要する。

(経費の支弁)

第22条 この会の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第23条 この会の事業計画及び予算は会長が作成し、総会の決議を経て定めなければならない。これを大幅に変更する場合も同様とする。

上記規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において決議されていない場合には、会長は総会において予算が決議される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができ。

(事業報告および決算)

第24条 この会の事業報告及び決算は、会長及び役員が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監査役の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(事業年度・会計年度)

第25条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

ただし、会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(会則の変更)

第26条 この会則は、総会において決議を得、かつ藤沢市長の許可を受けなければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第27条 この会の解散は、地方自治法第260条の20を法律根拠として解散する。

- 2、この会が解散する場合は、総会の議決事項とし、出席者（書面表決・委任状を含む）の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3、解散の時に存する残余財産は、総会の議決事項とし、出席者（書面表決・委任状を含む）の4分の3以上の同意を得て、この会と類似の目的を有するささら自治会内の団体に寄付する。
- 4、この会が解散した時、この会は清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまで、なお存続するものとする。
そして、代表者である当該会長が清算人となる。ただし、総会において代表者以外の者を選任した時はこの限りでない。

(備付け帳簿および書類)

第28条 この会の事務所には、規則類、会員名簿、許可および登録等に関する書類、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿および書類を備えておかなければならない。

第29条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て役員会が別に定める。

(付 則)

1. この会則は1976年11月13日から施行した。
爾来、11回にわたり、改正し施行した。
2. この会則は2012年4月1日に一部改正し施行する。
3. この会則は2014年(平成26年)4月6日に一部改正し施行する。
4. この会則は2021年(令和03年)4月4日に一部改正し施行する。

ささら自治会運営規則

(目 的)

第1条 この規則は、ささら自治会会則に基づきその運営についての規則を定める。

(会 費)

第2条 会費は次に定める規定とする。

- (1) 会費は会員の属する1世帯につき月額300円とする。
- (2) 会費は4カ月に1回班長が集金し、会計担当の役員が管理する。

この会は会費の集金に際し、領収書を発行する。

第一回集金：4月末まで（4月、5月、6月、7月分）

第二回集金：8月末まで（8月、9月、10月、11月分）

第三回集金：12月末まで（12月、1月、2月、3月分）

※但し、会員が希望すれば1年分及び6ヶ月分の会費を納入することができる。

- (3) 新入会員は、入会月の翌月分より前項の対象月分を納入する。
- (4) 会員の退会時は、退会月の翌月以降の納入済み会費を返却する。

(その他の納入金)

第3条 この会に対する納入金（市補助金、市関係割戻金、その他雑収入）はすべて会計担当の役員が管理する。

(会計処理)

第4条 会計処理は次に定める規定により運用する

- (1) この会における各種支出は会長の承認を得るものとする。
- (2) 収支管理のための金融機関は1つとし、貯金勘定および現金勘定との合計で管理する。
- (3) 帳簿は次の通りとする。
 - (イ) 金銭出納帳 (ロ) 銀行通帳 (ハ) 財産目録
 - (二) その他必要台帳

(会計監査)

第5条 監査役は会計業務につき、年1回監査を行い、定期総会に報告しなければならない。

- (1) 予算執行の適否及び事業活動の適否
- (2) 物品購入の価格、数量および購入方法の適否
- (3) 諸支出金に対する適否
- (4) ささら自治会館の運営・管理・利用の状況及び財産目録等
財産管理の確認
- (5) 伝票発行整理及び帳簿記載の適否
- (6) 貯金および現金の確認
- (7) その他必要と認める事項

(役員活動費)

第6条 役員活動費は、交通費及び通信費補助費とする。

支給額は次の通りとする。

- (1) 交通費は、実際に要した実費額を精算払いとする。
- (2) 通信費補助費は以下に定める額を各役職に対し支給する。

・会長	: 年間 20,000円
・他の三役・各部長	: 年間 15,000円
・班長・部員	: 年間 10,000円
・会長選任の役員	: 年間 5,000円

監査役には支給しない。2つ以上の役に就いた場合は支給額の
高いほうのみとする。

- (3) 支給の時期は毎年2月とする。

(慶弔見舞金)

第7条 自治会の慶弔見舞金およびその支出は次によるものとする。

- (1) 慶弔及び見舞金

会員が死亡した場合の香典 : 金5,000円

会員が自治会活動中に事故に遭い入院した時、及び火災等で甚大な被害を受けた
場合の見舞金 : 金5,000円

- (2) 支出の手続き

会員は該当する事由が発生した時に班長へ届け出る。

班長は会員から届け出があった場合、総務部及び会計に報告。

会計に「弔慰見舞金申請書」を提出する。

(各種団体の設立)

第8条 会則第15条の各種団体は次の要領によりこの会へ登録の申請を行ない、
役員会の承認を得るものとする。

- (1) 登録申請

会の目的等を記した会則・代表者氏名・年間活動計画及び予算案を文書にて
役員会へ提出する。

- (2) 助成金

この会は承認された団体へ助成金を交付することができる。助成金額は役員
会がその規模等を検討し決定し、総会の予算案として承認・決定される。助成金は毎年6月中に団
体へ支払う。総会時に活動報告書及び決算書を提出する。

(班の構成)

第9条 班は以下の規定により構成する。

- (1) 20~40世帯を以って、1班を構成することを基準とする。
- (2) 前項に基づく班の移動・新班増設・合併などについては、必要に応じて
役員会で協議し変更するものとする。

(暦の表示)

第10条 会員名簿、自治会会則類、総会・役員会の議事録、各部業務マニュアル、各部作成の回覧文書・各戸配布文書等、自治会におけるすべての文書は、西暦及び和暦（カッコ内表示）を併用して使用する。

(自治会文書の保存期間)

第11条 自治会が保存しなければならない文書は次の資料と定める。(紙ベースとする)

- (1) 総会議案書（定期及び臨時）
- (2) 総会議事録
- (3) 財産目録
- (4) 役員会議事録
- (5) 各部作成文書
 - ① 文書の保存担当部署は上記の(1)～(4)は総務部とし、(5)は各部とする。
 - ② 文書の保存期間は5年とする。
 - ③ 各部行事等の資料である「引継資料」は各部にて引継ぎ、保存する。
 - ④ 電子データについては、各部は行事別に文書を作成、ファイルし、総務部へ送付する。総務部は本ファイルを次年度総務部へ引き継ぐ。

(付則)

- 1. この規則は、1982年7月18日に一部改正し施行する。
- 2. この規則は、1992年4月5日に一部改正し施行する。
- 3. この規則は、1993年4月4日に一部改正し施行する。
- 4. この規則は、1998年4月5日に一部改正し施行する。
- 5. この規則は、2001年4月1日に一部改正し施行する。
- 6. この規則は、2012年4月1日に一部改正し施行する。
- 7. この規則は、2014年(平成26年)4月6日に一部改正し施行する。
- 8. この規則は、2019年(平成31年)4月7日に一部改正し施行する。
- 9. この規則は、2020年4月5日に一部改正し施行する。

ささら自治会館運営管理規則

(目 的)

第1条 この規則はささら自治会会則に基づき、「ささら自治会館」（以下「会館」という）の運営に関する規則を定める。

(住所・規模)

第2条 会館の住所・規模は次の通りである。

住所：藤沢市遠藤866-4

面積165㎡（50坪）

建物：簡易耐火、2階建

面積132㎡（40坪）

(登記名義)

第3条 この会は、地方自治法第260条の2による「地縁による団体」として1993年6月24日に認可を受けた。従って、会館の土地・建物は、ささら自治会名義で登記済である。

(登記手続き、費用)

第4条 土地・建物の登記等に関する手続きは、この会の役員が責任をもって行い、費用は自治会費でまかなうものとする。

(維持管理費用)

第5条 会館の維持管理のための費用は、ささら自治会費の拠出金、市の補助金、借入金、その他を以って充てる。
電気、水道、ガス等の維持管理及び通常の補修費用は通常の自治会費でまかなう。
また大規模な補修・改築等の費用については「自治会館会計」でまかなう。

(管理運営)

第6条 会館の管理運営は、この会の役員が担当する。

- (1) 会館の管理運営は総務部が担当し、使用に関して円滑な運営と保守点検を実施する
- (2) 使用者の重大な責に帰する場合は使用者がすべて弁償する。ただし、情状により負担の減額もあるものとする。

(利用細則)

第7条 会館の利用は、細則を別に定め運営にあたる。

(使用料)

第8条 使用料金は以下の定める事項に基づき運用する。

- (1) この会の会員が関わる場合は無料とし、会員外の使用は有料とする。
- (2) この会の会員が関わる営利を目的とする場合は有料とする。
- (3) 使用料金は別に定める。
- (4) 使用料金は自治会館会計の収入に積立てる。

(付 則)

1. この規則は、1992年4月5日から施行する。
2. この規則は、1994年4月3日に一部改正し施行する。
3. この規則は、1998年4月5日に一部改正し施行する。
4. この規則は、2014年(平成26年)4月6日に一部改正し施行する。

ささら自治会館利用細則

(目 的)

第1条 この細則は、ささら自治会館運営管理規則第7条に基づき、ささら自治会館（以下「会館」という）の利用に関する細則を定める。

(使用条件)

第2条 会館は、自治会員の親睦、福利、厚生、交流の場として使用することを原則とする。

自治会及び自治会員が使用しない場合で、役員会が認める時は、他の団体等に使用させることができる。

(使用の制限)

第3条 会館は、次の各項に該当する場合は使用出来ない。

- (1) 自治会または自治会員の利益に反するとき。
- (2) 公序良俗に反するとき。
- (3) 危険物を持ち込むとき。
- (4) その他、総務部が使用を適当でないと認めたとき。

(使用の申込み)

第4条 会館を使用する場合、自治会、自治会員、承認された各種団体（以下「自治会関係者」という）は使用日の4ヶ月前から前日までに総務部に申込み、使用の許可を受けることとする。他の団体が使用する場合は、使用日の2ヶ月前から7日前までに申込みことができる。

原則として受付は先着順とする。

(使用の取消・禁止)

第5条 総務部は、次の事項に該当すると認めたときは、使用の取消又は禁止をすることができる。

- (1) 緊急または施設の管理上必要のあるとき。
- (2) 使用者が第3条及び総務部の指示に従わないとき。

(使用時間)

第6条 使用時間は次の通りとする

自治会関係者の使用時間は午前7時～午後10時までとする。

他の団体の使用時間は午前9時～午後8時までとする。

(会館内の禁止事項)

第7条 使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会館内及び敷地内は全面的に禁煙とする。
- (2) 使用に際して発生したゴミはすべて持ち帰らなければならない。
上記事項に違反した場合は、総務部は次回より使用を許可しない。

(使用者の義務)

第8条 使用者は次の各号に掲げる事項を厳守すること。

- (1) 使用後は、清掃のうえ整理整頓し原状に復すること。
- (2) 退出の際、火気及び戸締りを確認すること。
- (3) 退出の際「会館チェック表」に記入し、提出すること。
- (4) 近隣・他人に迷惑を及ぼさないこと。

(使用料)

第9条 使用料金は次の通りとする。

- (1) 1階の和洋室、2階の和室のそれぞれ1室の使用料金は下表の通りとする。

1時間あたりの使用料金

使 用 者		料 金
自治会、自治会活動、 承認された各種団体等		無 料
自治会員	非営利	無 料
個人	営利	500円
自治会員	非営利	300円
以外	営利	800円

注:①上記料金に水・光料及び冷暖房費を含む。(使用の有無に関係なく上記料金とする)

②会員が宿泊等で会館を使用する場合、別途役員会にて協議して料金を定める。

- (2) 使用料金が発生する団体は1ヶ月分を月初めに支払うこととする。
- (3) キャンセルについて前日19時までは全額返金をし、それ以降の返金を行わない。

(その他)

第10条 この細則に定め無き事項が生じた時は、総務部が役員会に提案し、協議のうえ定める。

(付 則)

1. この規則は、1986年10月1日から施行する。
2. この規則は、1987年4月5日に一部改正し施行する。
3. この規則は、1992年4月5日に一部改正し施行する。
4. この規則は、1998年4月5日に一部改正し施行する。
5. この規則は、2001年4月1日に一部改正し施行する。
6. この規則は、2014年(平成26年)4月6日に一部改正し施行する。
7. この規則は、2019年4月7日に一部改正し施行する。

ささら自治会役員選挙規則

(目 的)

第1条 この規則は、ささら自治会会則第13条に基づいて、三役及び監査役の選出方法を定める。

(会長の選出)

第2条 会長の選出方法を定める。

- (1) 会長は立候補による選挙を原則とする。立候補者がある場合、選挙により立候補者が1人の場合は「信任投票」、複数の場合は「選出投票」を実施する。立候補が無い場合は次期班長予定者の互選による。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙管理委員会について定める。

- (1) 立候補がある時は、立候補者を除く当期の役員（三役・総務部）が選挙管理委員会を設ける。
- (2) 選挙管理委員会は、選挙に関わる一切の費用を自治会費から支出する。

(会長の立候補資格・手続き)

第4条 会長の立候補資格及び手続きについて定める。

- (1) 立候補資格はささら自治会会則に抵触していない会員であること。事業を営む者は立候補することはできない。ただし、自治会内に世帯を有する者はその限りでない。
- (2) 立候補者は届出期日までに「立候補届出用紙」を提出する。班、氏名、所信を本用紙に記入しなければならない。

(会長の選出方法)

第5条 選挙管理委員会は次の日程で選挙を実施する。

- (1) 立候補の受付締切日：1月中旬とする。（12月中旬：役員選挙実施の公示）
- (2) 投票用紙の配付日：立候補受付締切後速やかに配布する。
- (3) 投票用紙・所信：左記2点を全会員へ配布する。無記名投票で実施する。
- (4) 投票用紙：会員は投票締切日までに班長宅へ投函する。
- (5) 投票期間：投票用紙配布日よりおよそ3週間とし、投票締切日を定める。
- (6) 開票日と開票方法：投票締切日後速やかに自治会館で開票する。
- (7) 選挙結果報告：開票終了後、速やかに回覧で自治会員へ知らせる。
- (8) 選挙関係作業期間：以上（1）－（7）までを2月上旬までに終了する。

(会長を除く三役の選出)

第6条 会長を除く三役の選出は新会長の指導の下、新役員の中から協議により選出する。

但し、新会長が確定していない場合、現会長が次期会長を含む三役候補者を選出し、協議のうえ、三役を選出することができる。

(監査役の選出)

第7条 監査役は、定期総会で決定した新役員が役員以外の会員から選任し、総会で承認を得る。

(役員欠員の対応)

第8条 役員・監査役に欠員が生じたときは、補充について役員会で協議し、決定する。

1. この規則は、1992年4月5日から施行する。
2. この規則は、1993年4月4日に一部改正し施行する。
3. この規則は、2012年4月1日に一部改正し施行する。
4. この規則は、2014年(平成26年)4月6日に一部改正し施行する。
5. この規則は、2021年(令和03年)4月4日に一部改正し施行する。

ささら自治会自主防災会規則

(名称)

第1条 この会は「ささら自治会自主防災会」と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この会の事務所はささら自治会館に置く。

(目的)

第3条 この会は住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより
地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止・軽減、
発災時の初期消火、救出救護、及び円滑な避難生活の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する被害防止に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達・初期消火・救出救護・避難誘導等に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 円滑な避難生活に関すること。
- (7) その他この会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 この会はささら自治会会員をもって構成する。

(防災リーダー、防災サポーターの役割)

第6条 この会は「防災リーダー」及び「防災サポーター」を防災に関する地域リーダーと位置付けし、
防災会会長は防災会の一員に選任することができる。

防災リーダーとは、「藤沢市が実施する防災リーダー講習を受講し、終了した会員」を言う。

防災サポーターとは、「自治会員より、自ら任を担当する会員」を言う。

(総会)

第7条 総会は自治会規則第9条（総会）を準用する。

この会の定期総会は自治会定期総会にて実施し、臨時総会・議決事項等

その他の事項については自治会規則第9条2項～9項を準用する。

(防災会役員他)

第8条 この会に次の役員を置く。

会長 1人 ささら自治会会長が兼務する。

副会長 2人 ささら自治会副会長、及び防災部長が兼務する。

防災班長 若干名 総務・名簿班、情報広報班、食料・物資班、救護・衛生班を設置する。

各班長は1人とし、総務・名簿班、情報広報班、食料・物資班、救護・衛生班の
各班長は当該年度自治会役員及び防災リーダーから互選する。

2、役員の任期は1年とする。

ただし再任することができる。

3、自治会班長は、全員がこの会の防災各班に所属し、各班の職務を担当する。

防災サポーターは、この会の防災各班に所属し、各班の職務を担当する。

(役員の職務)

第9条 役員は次の職務を行うとともに、各班員は役員をサポートする。

(1) 防災知識の普及による災害の防止を図る。

(2) 地震等の発生時における応急活動の指揮指示を行う。

(3) 円滑な避難生活の継続及び「滝の沢中学校避難施設運営委員会」

との緊密な連携により速やかな通常生活への復帰を図る。

会長 この会を代表し、会を統括する。

副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

防災班長 各班の事業計画の立案と執行、この会の円滑な運営上必要な事項を
処理する。

(役員会)

第10条 役員会は会長・副会長・各防災班長を以って構成する。

(1) 役員会の議長は会長がこれに当る。役員会は次の事項を審議・決定する。

① 総会に付議すべき事項。

② 総会の議決した事項の執行に関する事項。

③ その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(2) 役員会は会長が招集し、必要に応じて開催する。

(3) 役員会は、構成員の3分の2以上の出席で成立する。

(4) 役員会の議事は、出席者の過半数の賛成で成立する。

(5) 役員会の審議内容・議決事項は議事録を作成し保存しなければならない。

(防災計画)

第11条 この会は第3条(目的)及び第4条(事業)を実践する為に当該年度ごとに
防災計画を作成する。

2、 防災計画は次の事項について定める。

(1) 当該年度の防災組織の編成および任務分担に関する事。

(2) 防災知識の普及に関する事。

(3) 防災訓練の実施に関する事。

(4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護
及び避難誘導に関する事。

(5) 円滑な避難生活に関する事。

(6) その他必要な事項。

(経費)

第12条 この会の運営に関する経費は自治会費その他の収入をもってこれに充てる。

2、経費の運用は、ささら自治会会則を準用する。

付 則

1. この規則は１９８３年１１月２７日から実施する。
2. この規則は１９９２年４月５日に一部改正し、施行する。
3. この規則は１９９９年４月４日に一部改正し、施行する。
4. この規則は２００９年４月５日に一部改正し、施行する。
5. この規則は２０１２年(平成２６年)４月１日に一部改正し、施行する。

ささら自治会（自主防災会）個人情報保護に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、「ささら自治会（自主防災会を含む）」（以下「当会」という）が保有する個人情報の取り扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この規則は、個人情報の適正な取り扱いに関して、当会及び当会会員が遵守すべき義務等を定めることにより、当会の区域内に居住する災害時要援護者（以下「要援護者」という）及び住民（災害避難者）の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第3条 この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。

① この規則において「保有個人情報」とは、当会が保有する要援護者に関わる個人情報及び世帯台帳の個人情報をいう。

② この規則において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（利用目的の特定）

第3条 当会が、個人情報を取扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という）を出る限り特定しなければならない。

利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならない。

（利用目的による制限）

第4条 当会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規則により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（適正な取得）

第5条 当会は、偽り、その他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第7条 当会は、要援護者及び自治会会員（住民）からの申し出を受理することに伴い、避難支援希望者の申出書類に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対して、その利用目的を明示しなければならない。

（適正な管理）

第8条 当会は、個人情報の保護を図るため個人情報管理責任者を定め、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- （1）自治会長は要援護者に関わる個人情報及び世帯台帳の個人情報等を保有、管理する。
- （2）情報管理者である会長は、毎年、要援護者名簿及び世帯台帳を更新しなければならない。

- (3) 当会は指定の封筒に封印された要援護者名簿及び世帯台帳を当会館内の金庫に保管管理しなければならない。
- (4) 正確かつ最新のものとすること。
- (5) 漏洩、滅失または棄損その他の事故を防止すること。
- (6) 管理する必要のなくなったときは、速やかに廃棄または消去すること。
- (7) 個人情報管理責任者は当該年度の自治会長とする。

(第三者への提供の制限)

第9条 当会は、次に掲げる場合を除く他、あらかじめ本人の同意を得ないで保有個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である時。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である時。
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある時。
2. 当会の役員および役員であった者、並びに要援護者の支援者および支援者であった者は、当会及び藤沢市が作成する要援護者名簿等に記載された個人情報を利用する場合は、当会が定める利用目的の範囲内とし、支援関係者以外の第三者へ提供してはならない。

(利用目的の公表)

第10条 当会は、保有する個人情報の利用目的および次条の規定による開示等の請求に応じる手続きの方法を当会が発行する会報、回覧物等に掲載するなどの手段により、要援護者及び世帯台帳記入者の知り得る状態に置かなければならない。

(開示等)

- 第11条 当会は、本人から当該本人が識別される保有個人情報の開示を求められた時は、本人に対して遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。なお開示の求めが出来る者は当該要援護者及び世帯台帳記入者とし、本人が開示を求めることが出来ない、又はやむを得ない理由があると認める時は、代理人によって求めることができる。次項以下についても同様とする。
2. 当会は、本人から当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないという理由によって、当該保有個人情報の内容の訂正を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。
3. 当会は、本人から当該本人が識別される保有個人情報が第6条の規則に反して取り扱われているという理由または第7条の規則に反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止または消去を求められた場合には、その求めに理由があると判明した時は、必要な範囲で、遅滞なく当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。

(理由の説明)

第12条 当会は、前条の規則により、本人から求められた措置の全部または一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又は、その措置と異なる措置をとる旨通知する場合は、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。

(苦情の処理)

第13条 当会は、保有する個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(取扱い事務の継承)

第14条 当会の役員に改選があった時は、新旧の役員は要援護者名簿、世帯台帳等について、すみやかに引き継ぎを行い、藤沢市が定める「災害時要援護者名簿の管理責任者交代届」(様式5)を藤沢市へ提出しなければならない。

(付則)

この規則は2012年(平成24年)12月1日から施行する。

ささら銀鈴会会則

(名称および連絡先)

第1条 この会は、「ささら銀鈴会」(以下、「この会」という)という。連絡先は、藤沢市遠藤地域にある、ささら自治会の自治会館におく。

(目的)

第2条 この会は、会員が心身とも健康で豊かに暮らすために、親睦を深め、友好と相互扶助・相互協力につとめることを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、つぎの活動を行う。

- (1) 旅行・スポーツ・農・山・海で心身を労り、文化や芸術を尊び、福祉・介護予防に資する。
個の技能の伝承。良い住環境作り。事故や災害の防止。
- (2) ささら自治会や近隣の諸団体および行政の行事等への参加と協力。
- (3) 地域の人たちへ、この会への参加よびかけ。その他、目的にあった活動。

(会員)

第4条 この会は、ささら自治会地域内と近隣に住む、中高年層の人たちで組織する。
会員は、会則で定める会費を納める。納めた会費は返さない。

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。会員数の多少で会長職以外は増減もある。

会 長	1 名	(65 歳以上の会員)
副会長	2 名	
会 計	2 名	
幹 事	若干名	
監 事	2 名	

(役員を選出)

第6条 この会の役員は、総会で会員の中から選ぶ。

(役員の仕事)

第7条 この会の役員は、つぎの仕事をする。

- (1) 会長は、会を代表し全体を統括する。目的成就へ向け活動をすすめる。
- (2) 副会長は、会長を援助・協力し、会長が都合悪いとき、会長を代行する。
- (3) 会計は、会の財産を管理し、円滑な運営につとめる。
- (4) 幹事は、会の活動・運営全般に積極的に関わり、会の発展に寄与する。
- (5) 監事は、会の全活動内容の点検とともに会計の監査をする。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とし、再任できる。欠員による補充は、前任者の残存期間。

(会議)

第9条 会議は、年度当初の定例総会、緊急時の臨時総会、随時開催の役員会とする。

- (1) 定例総会と役員会は会長が招集する。臨時総会は、会員の要請や会長が必要と認めたとき開く。議長は、総会は出席者の互選、役員会は会長とする。
- (2) 総会は、会員の過半数の出席(委任状含む)で成立。役員会は役員の過半数で成立。賛否は出席者の過半数の賛成で決し、同数のときは議長が決める。
- (3) 定例総会の議事内容は、前年の活動・会計の報告と本年の方針提案、役員の選出および会員からの要請案件等とする。

(運営費)

第10条 この会の運営費は、会員の会費・助成金・寄付金・諸活動の収益金で賄う。

- (1) 会員の会費は年額1名2,400円とする。ただし同居の家族(家族会員)、および役員会が特別に認めた会員(特別会員)は免除する。
- (2) 年度の中途の入会者は、月割りで1か月200円を納める。

(慶弔)

第11条 この会は、つぎの項目に該当する会員に慶弔金を出す。

お祝い	満80歳(傘寿)を迎えた会員	金5,000円
お見舞	2週間以上の入院	金3,000円
弔慰		金5,000円
	前項目以外で役員会が協議のうえ必要と認めたとき	金3,000円

(帳票類の保管と公開)

第12条 会員名簿、会計書類等は役員が保管する。公開には役員会の了承を得る。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、3月1日から翌年2月末日までとする。

(付則)

この会則は、1990年4月1日に施行し、1993年3月15日、
1997年3月9日、1998年3月15日2000年3月26日、
2001年3月25日、2005年4月17日、2006年(平成18年)3月19日
以上7回にわたり、一部を改定して施行。

ささらキッズ会則

(名称及び事務所)

第1条 ささらキッズ（以下、「この会」という）と称し、事務所をささら自治会館に置く。

(目的)

第2条 この会は、地域内での子育て支援として、0歳～未就園児を対象とする団体です。会員相互で
の交流を通じて育児の悩み等を話し合い、心身ともに健康で豊かに
生活を送るために、友好と親睦、相互扶助と相互協力に努めることを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、第2条に定める目的を実現する為に、以下のことを行う。

- (1) 「ささら自治会」内および近隣に居住する人たちに、入会を勧めること。
- (2) 会員の持っている知識や技術の伝承。お互いの協力と助け合いを行う。
- (3) 子供の健全育成を図る。
- (4) その他、この会の目的を实らせるために必要なこと。

(会員)

第4条 この会の会員は、「ささら自治会」内およびその周辺住人とする。

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	1名
会計	1名
会計監査	1名

(役員を選出)

第6条 この会の役員は、会員から総会で選出する。

(役員の仕事)

第7条役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長 この会を代表し、会を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計 会計収支を管理し、運営費の出納事務を行い総会に報告する。
- (4) 会計監査 この会の会計状況を監査する。監査内容を総会に報告する。

(任期)

第8条役員の任期は次のとおりとする

- (1) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補充により選任された役員は、前任者の残り任期期間とする。

(役員会)

第9条 役員会は役員を以て構成し、会長が必要とするとき召集する。

- (1) 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
- (2) 役員会は次の事項を審議・決定する。
 - ④ 総会に附議すべき事項
 - ⑤ 総会の決議した事項の執行に関する事項
 - ⑥ その他、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項。
- (3) 役員会は、構成員3分の2以上の出席で成立する。
- (4) 役員会の決議は、出席者の過半数の賛成で決定する。
- (5) 役員会の審議内容・決議事項は議事録を作成し保存しなければならない。

(総会)

第10条 総会は、最高の議決機関とし、定例総会と臨時総会とする。

- (1) 定期総会は年1回とし、会計年度終了後2週間以内に会長が召集する。
- (2) 臨時総会は次の場合に会長が召集する。
 - ① 会員の4分の1以上の書面による請求があった時
 - ② 会長が必要と認めた時
- (3) 総会で決議する事項は次のとおりとする。
 - ① 予算・決算
 - ② 事業計画・事業報告
 - ③ 役員の選任
 - ④ 会則の制定・改正
 - ⑤ その他この会の運営に関する重要な事項
- (4) 総会の議長及び議事録人は、その総会に出席した会員の中から選出する。
- (5) 総会は会員が属する世帯の数の過半数の出席（委任状を含む）によって成立する。
- (6) 議事は出席者（委任状含む）の過半数の同意により決定する。
- (7) 可否同数の場合は、議長の決定による。
- (8) 総会の議事については、議事録人が議事録を作成し、署名（議長を含む）押印する。

(運営費)

第11条 この会の運営費には、会員の会費・自治会助成金・寄付金・諸活動の収益金を充てる。

- (1) 会費は、会員一世帯、参加時ささら自治会員100円・非自治会員150円とする。
- (2) 新入会員は初回のみ「オブザーバー」として無料とし、2回目以降から徴収することとする。
- (3) 退会時は、返金しないこととする。
- (4) 当日スタッフの場合、当日の会費は免除とする。

(通信費)

第12条 会長へ年1回、2月末に2,000円を支給する。

(帳簿類)

第13条 この会は、次の帳簿類を備える。

- ① 会則
- ② 会員・役員名簿
- ③ 会計書類（出納簿、貯金通帳など）

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、3月1日から翌年の2月末日までとする。

付則

この会則は、2014年(平成26年)4月6日から施行する。

2016年（平成28年）4月3日さら自治会定期総会にて休会扱いにする旨が承認される。

ささらサロン会則

(名称及び事務所)

第1条 ささらサロン（以下、「この会」という）と称し、事務所をささら自治会館に置く。

(目的)

第2条 この会は、会員が心身ともに健康で豊かに生活を送るために、文化・芸術等を通して会員相互の友好と親睦、相互扶助と相互協力に努めることを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、第2条に定める目的を実現する為に、以下のことを行う。

- (1) ささら自治会の会員が気軽に参加できるサロンをめざす。
- (2) 講演会・各種の芸術鑑賞会・学習会・見学会等を開催する。
- (3) 会員の持っている知識や技術を相互に生かし、会員及び特に次世代を担う青少年の育成に努める。
- (4) その他、この会の目的を実現するために必要なこと。
- (5) 自治会の福祉・文化関連部と密に協議し、補完して目的を遂行する。

(会員)

第4条 この会は、「ささら自治会会員」のすべてを対象とする。

(スタッフ)

第5条 この会に次のスタッフをおく。

代表	1名
副代表	1名
会計	1名
幹事	3名前後

(スタッフの選出)

第6条 この会のスタッフは、スタッフの互選により選出する。

(スタッフの任務)

第7条 スタッフは、次の職務を行う。

- (1) 代表 この会を代表し、会を統括する。
- (2) 副代表 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計 会計収支を管理し、運営費の出納事務を行い総会に報告する。
- (4) 幹事 この会の目的に沿う事業の計画立案と執行及びこの会の円滑な運営上必要な事項を行う。

(スタッフの任期)

第8条 スタッフの任期は次のとおりとする

- (1) スタッフの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補充により選任されたスタッフは、前任者の残り任期期間とする。

(スタッフ会)

第9条 スタッフ会はスタッフを以て構成し、代表が必要とするとき召集する。

- (1) スタッフ会の議長は、代表がこれに当たる。
- (2) スタッフ会は次の事項を審議・決定する。
 - ① スタッフ会の決議事項の執行に関する事項
 - ② その他、この会の目的を実現するための必要事項
- (3) スタッフ会は、構成員の過半数の出席で成立する。
- (4) スタッフ会の決議は、出席者の過半数の賛成で決定する。
- (5) スタッフ会の審議内容・決議事項は、議事録を作成し保存する。
議事録人はスタッフが持ち回りで担当する。

(総会)

第10条 この会は、この会特有の会員による団体ではない為、「総会」の規定を設けない。

このため、会計監査については自治会の監査役の監査を受け、会計報告及び事業報告を自治会総会に報告する。

(運営費)

第11条 この会の運営費には、自治会助成金・寄付金・諸活動の収益金を充てる。

(会則・帳簿類)

第12条 この会は、次の帳簿類を備える。

- ① 会則
- ② スタッフ名簿
- ③ 会計書類（出納簿、貯金通帳など）

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、3月1日から翌年の2月末日までとする。

付則

この会則は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。

2016年(平成28年)4月3日さら自治会定期総会にて休会扱いにする旨が承認される。